

# 宿泊約款

リゾートイン黒岩荘

## 第1条【本約款の適用】

- 当館の締結する宿泊規約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については法令、又は慣習によるものとします。
- 当館は、第1項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずる事ができます。

## 第2条【宿泊引き受けの拒絶】

当館は次の場合には、宿泊の引き受けをお断りする事があります。

- 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき
- 満室（員）により客室に余裕が無いとき
- 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- 宿泊しようとする人が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により、宿泊させる事ができないとき
- 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき

## 第3条【氏名等の明告】

当館は宿泊日に先立って宿泊の申し込み（以下「宿泊予約」という）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約者に対して、次の事項の明告を求める事があります。

- 宿泊者の氏名、年齢、性別、国籍及び職業
- その他当館が必要と求めた事項

## 第4条【予約金】

- 当館は宿泊予約をお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は基本宿泊料金の3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払を求める事があります。
- 第1項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金（キャンセル料）に充当し、残額があれば返還します。

## 第5条【予約の解除】

- 当館は宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところによる違約金（キャンセル料）を申し受けます。

### A. 一般客

- 14名までの場合
  - 不泊又は宿泊当日に解除した場合：宿泊客1名につき宿泊料金の100%
  - 宿泊日前日に解除した場合：宿泊客1名につき泊料金の50%
  - 宿泊日7日前から宿泊日2日前に解除した場合：宿泊客1名につき泊料金の30%
- 15名以上30名までの場合
  - 不泊又は宿泊日当日に解除した場合：宿泊者1名につき宿泊料金の100%

- ロ. 宿泊日 3 日前から宿泊日前日に解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 70%
- ハ. 宿泊日 4 日前から宿泊日 7 日前に解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 50%

## B. 団体客

### ① 31名以上70名までの場合

- イ. 不泊又は宿泊当日から 7 日前に解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 100%
- ロ. 宿泊日 14 日前から 8 日前解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 50%
- ハ. 宿泊日 15 日前から 30 日前に解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 30%

### ② 71名以上の場合

- イ. 不泊又は宿泊当日から 7 日前に解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 100%
- ロ. 宿泊日 14 日前から 8 日前解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 70%
- ハ. 宿泊日 15 日前から 30 日前に解除した場合：宿泊客 1 名につき宿泊料金の 50%

2. 当館は宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の 22 : 00（予め到着時刻が明示されている場合はその時刻を 1 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものと見做し、処理する事があります。
3. 第 2 項の規定により解除されたものと見做した場合において、災害などによる列車・航空機等公共交通機関の不着又は遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときにはキャンセル料は頂きません。

## 第 6 条

1. 当館は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除できます。
  - ① 第 2 条第 3 号から第 7 号までに該当することになったとき
  - ② 第 3 条第 1 号の事項の明示を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
  - ③ 第 4 条第 1 号の予約金の支払いを求めた場合において、期限までにその支払いが無いとき
2. 当館は第 1 項の規定により宿泊予約を解除したときに、その予約について既に収受した予約金があるときは、第 5 条第 3 項に該当する場合に限り返還いたします。それ以外の場合は同条に定めるキャンセル料に充当させて頂きます。

## 第 7 条【宿泊の登録】

宿泊者は宿泊日当日、フロントにおいて次の事項を当館に登録してください。

- ① 第 3 条第 1 号の事項
- ② 外国人にあっては旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- ③ 出発日及び時刻
- ④ その他当館が必要と認めた事項

## 第 8 条【営業時間等】

1. 宿泊者が当館客室を使用いただく時間は、15 時から翌日の 10 時までとします。
2. 当館は、1 の規定にかかわらず客室を引き払って頂く時刻をこえて使用なさる場合には次に掲げる追加料金（時間外室料）を申し受けます。
  - ① 1 時間当たり¥1000（税別）
  - ② ただし、滞在が正午をこえる場合は 1 泊分の料金を頂戴いたします。
  - ③ 15 時より前にチェックインされる場合も①の時間外室料を頂戴いたします。

## 第9条

- 当館の門限は22時とさせて頂きます。それに伴い正面玄関は施錠させて頂きます。
- 第1項の時間は臨時に変更する場合がございます。

## 第10条【貴重品の扱い】

貴重品は当館フロント、若しくは客室の金庫にてお預かりします。

## 第11条【料金の支払い】

料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手若しくは、宿泊券により宿泊者のチェックインの際、又は当館が請求したとき、フロントで行って頂きます。

## 第12条【利用規則の遵守】

宿泊者は当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従って頂きます。

## 第13条【宿泊継続の拒絶】

当館はお引き受けした期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りする事があります。

- 第2条第3号から第7号に該当することとなったとき
- 第12条の利用規則に従わないとき

## 第14条【宿泊者の責任】

宿泊者の責に帰すべき理由によって当館施設及び什器、備品を破損または紛失されたときは、弁償していただく場合がございます。

## 第15条【宿泊の責任】

- 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館フロントに於いて宿泊の登録を行ったとき、又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するために客室を引き払ったときに終わります。
- 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室を提供できなくなったときは、天災その他、当館の責に帰さない理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は、約款の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の料金を含む、その後の宿泊料金は頂きません。

平成7年7月13日 発行  
令和7年12月22日 更新